

水 給 第 1 5 4 号

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

指定給水装置工事事業者

指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課

課 長 中 村 光 洋

( 公 印 省 略 )

## 給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準 の一部改正について (通知)

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いましたので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

### 【主な改正内容】

#### 給水装置工事施行基準

- ・ポリエチレン二層管の金属継手（コア内蔵式一体型）による接合に係る改正
- ・せん孔・分水止めの工事検査（写真検査項目）に係る改正
- ・水質基準に係る改正

#### 排水設備工事施行基準

- ・グリース阻集器に係る改正

【運用開始日】 平成 2 6 年 6 月 1 日 施行

### 【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。また、施行基準書の貸し出しも行っています。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523